

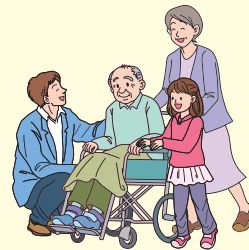
すべての人に 健康と福祉を



少子高齢・人口減少が急速に進み、社会構造

が変化する中、人々が抱える生活課題は複雑化・困難化するとともに、ニーズも多様化してきています。

これまでの福祉制度は子ども、障がい者、高齢者といった対象者の属性や要介護、虐待、生活困窮といったリスクごとに制度が設けられていました。しかし、「ヤングケアラー」や「ひきこもり」など、生きる上での困難・生きづらさはあるものの既存の制度の対象者となりにくいケースや個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えてこれらの課題の全体像を捉えて関わっていくことが必要となるケースなど、既存の体制だけでは十分な対応をとることが困難となっていました。



八頭町の取り組み

町では令和元年度から包括的支援体制の整備に向けた取り組みを開始し、介護、障がい、困窮、子ども・子育ての既存の相談窓口の連携を進めるとともに、社会福祉協議会にあらゆる相談を受け止める福祉相談支援センター「ほっと」を設置し、町内における専門的な相談支援体制を充実させてきました。



福祉相談支援センター「ほっと」のスタッフ
お気軽にご相談ください

さらに、4月には重層的支援体制整備事業を本格的にスタートさせ、①分野に関わらず幅広く住民からの相談を受け止める包括的相談支援事業、②要支援者が孤立することなく地域や社会とのつながりを再構築する支援を行う参加支援事業、③世代や属性を超えた交流の場や居場所の整備を行う地域づくり事業に力を入れて取り組んでいます。

また、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や世帯に支援を届けるため、アウトリーチ等を通じた継続支援や要支援者の関係機関が一同に介し、要支援者の支援方針や計画、役割分担について一緒に考えていく多機関協働事業も展開していきます。

パートナーシップで目標を達成しよう



令和6年4月、町では第2期八頭町地域福祉推進計画を策定しました。本計画

では「みんなで支え合い 誰もが自分らしく いきいきと幸せに暮らし続けられる 共生のまちづくり」を基本理念とし、住民の地域福祉活動

への参加を促進し、行政と住民が地域福祉推進に向けて協働関係（パートナーシップ）を形成することを目指しています。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいという思いは誰にとっても当たり前の願いですが、家族や地域社会のつながりの希薄化により、今後、地域の様々な役割の担い手不足や集落活動の維持困難など、小地域社会が弱体化していくことが予測されています。

持続可能な地域づくりを行っていくためには、地域社会による「互助・共助」や行政による「公助」の存在が欠かせません。地域において、公民双方の多様な主体が相互に協力・協働することで、「自助」「互助・共助」「公助」がきめ細かく補完しあうバランスの取れた福祉のあり方をデザインし、それを具現化していきます。



令和6年度国民健康保険税の税率について

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者が保険税を出し合うことでお互いに支え合う制度です。

令和6年度の八頭町国民健康保険税の保険税率は、物価高騰に伴う住民生活への影響を考慮して、次のとおり改訂します。

◆医療給付費分

所得割0.25%、均等割200円減額となり、1人当たりの平均年税額が662円下がることになります。

医療給付費分	改定後	改定前
所得割	6.75%	7.00%
均等割（1人当たりの年税額）	21,600円	21,800円
平等割（1世帯当たりの年税額）	17,200円	17,200円
1人当たり平均年税額	52,904円	53,566円
賦課限度額（注）	650,000円	650,000円

◆後期高齢者支援金分

所得割0.44%、均等割800円、平等割を800円減額となり、1人当たりの平均年税額は2,372円下がることになります。

（賦課限度額は20,000円上がります。）

後期高齢者支援金分	改定後	改定前
所得割	2.47%	2.91%
均等割（1人当たりの年税額）	7,800円	8,600円
平等割（1世帯当たりの年税額）	6,400円	7,200円
1人当たり平均年税額	19,277円	21,649円
賦課限度額（注）	240,000円	220,000円

◆介護納付金分

所得割0.08%、均等割200円減額となり、1人当たりの平均年税額は2,090円下がることになります。



介護納付金分	改定後	改定前
所得割	2.12%	2.20%
均等割（1人当たりの年税額）	8,000円	8,200円
平等割（1世帯当たりの年税額）	5,000円	5,000円
1人当たり平均年税額	19,640円	21,730円
賦課限度額（注）	170,000円	170,000円

（注）賦課限度額は保険税算定の計算上の上限額で、この金額以上は賦課されません。

税制改正により低所得世帯の軽減判定基準を変更しました

	改正前	改正後
2割軽減	43万円+（53万5千円×被保険者数）+10万円×（給与所得者等-1）以下	43万円+（54万5千円×被保険者数）+10万円×（給与所得者等-1）以下
5割軽減	43万円+（29万円×被保険者数）+10万円×（給与所得者等-1）以下	43万円+（29万5千円×被保険者数）+10万円×（給与所得者等-1）以下
7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下	変更なし

国民健康保険・後期高齢者医療の保険証を更新します

■新しい保険証を7月下旬にお届けします

現在お持ちの国民健康保険と後期高齢者医療の保険証（被保険者証）の有効期限は、**7月31日まで**です。

8月からご使用いただく新たな被保険者証は、7月下旬に郵送します。古い保険証は各自で裁断するなどして処分してください。

■各認定証も更新となります

「限度額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も**7月31日まで**です。

後期高齢者医療の被保険者のうち、更新手続きが不要な方には、新たな認定証を保険証と併せて郵送します。

新たに認定証を希望する方や国民健康保険加入者は手続きが必要です。更新手続きは8月から開始しますので、町民課または船岡・八東住民課でお手続きください。

申請に必要な物 保険証



■マイナンバーカードと健康保険証一体化について

国の法改正に伴い、令和6年12月2日に現行保険証が廃止され、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行しますが、今回送付する新しい保険証は令和7年7月31日の有効期限まで利用できます。

■被保険者証の有効期限が切れた後について

・マイナ保険証をお持ちの場合
マイナ保険証を利用して医療機関を受診してください。また、被保険者資格情報を簡易的に把握できるように、被保険者資格内容が記載された「資格情報のお知らせ」を送付する予定です。

・マイナンバーカードを所持していないもしくはマイナンバーカードを保険証として利用できる登録をしていない場合

お使いの被保険者証の有効期限が切れる前に、従来の被保険者証に代わる「資格確認書」を送付する予定です。現在の被保険者証と同様に医療機関で利用が可能です。

（注）八頭町国民健康保険以外に加入されている場合、現行保険証廃止までの予定はご加入の健康保険組合等によって異なります。

詳細はご加入の健康保険組合等へご確認ください。

（注）令和6年6月1日現在の情報です。

問い合わせ 町民課 ☎76-0205